

○上牧町パブリックコメント手続の実施に関する要綱

平成26年6月9日

要綱第11号

(目的)

第1条 この要綱は、町民の意見、要望等（以下「意見等」という。）の町政への積極的な反映と政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、町民の町政への参画の機会の確保並びに町民への説明責任を果たすことにより、一層開かれた町政の運営に寄与するため、パブリックコメント手続に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 町の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案（以下「政策等案」という。）の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見等を求め、寄せられた意見等に対する町の考え方を公表するとともに、当該意見等を考慮して町としての意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) 町民等 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び当該パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 町の基本的な政策に関する計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを目的とする条例又は町民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
(適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定は適用しないものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令等により、縦覧、意見の提出その他のパブリックコメント手続に準じる手続が行われるもの
- (3) 審議会等その他の附属機関がパブリックコメント手続に準じる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて最終的な意思決定が行われるもの
- (4) 町に裁量の余地がないと認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関がパブリックコメント手続を行うことが望ましいと認める場合には、この要綱による手続を行うことができる。

(政策案等の公表の時期及び公表資料)

第5条 実施機関は、政策案等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該政策案等を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案等を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策案等を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案等の概要
- (3) 政策案等を理解するために実施機関が必要と認める資料

3 実施機関は、前項の規定により公表する場合において、公表する内容が相当量に及ぶ場合には、政策案等の概要と公開資料と公開資料全体の入手方法を明らかにしたうえで、内容の一部を省略し公表することができる。

(政策案等の公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 町広報紙への掲載
- (3) 政策案等の担当課及び公共施設での閲覧
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出方法、提出先、提出期間、提出のあった意見等の処理方法、問い合わせ先等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、前条の規定による公表を開始した日から起算して30日以上、町民等からの意見等の提出期間を確保しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る期間を定めることができる。

(意見等の提出方法)

第8条 町民等は、この要綱の定めるところにより意見等を提出することができる。

2 第1項の規定による意見等の提出は、原則として文書（電子文書を含む。）によるものとし、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 電子メール

(2) ファクシミリ

(3) 郵便

(4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

(5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、住所及び氏名（事業活動その他の活動を行うものにあつては、所在地及び名称）並びに連絡先を明記しなければならない。

4 実施機関は、前項に規定する情報は原則として公開しないこととする。ただし、当該情報を公表する場合には、あらかじめ政策案等の公表時にその旨を明示するものとする。

(意見等の処理)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して政策案等の策定についての最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項に規定する最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策案等を修正したときはその修正内容及びその理由を公開しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 提出された意見のなかに、個人又は団体の権利利益を害するおそれのある情報

(2) その他公表することが不相当と判断される事項が含まれるもの

(3) 賛否の結論のみを示したもの

(4) 内容が意見等を求めている案件に関連しないもの

(5) 前条に規定する意見等の提出の定めに違反して提出されたもの

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出

された意見等のうち類似する意見等及び実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第6条第1項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施状況等に関する情報を取りまとめ、町ホームページに掲載して公表するものとする。

(目的外利用の禁止)

第11条 実施機関は、この要綱に定める手続を実施するにあたり取得した個人情報、上牧町個人情報保護条例（平成15年6月条例第9号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

(庶務)

第12条 パブリックコメント手続に関する庶務は、政策案等の所管課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかパブリックコメント手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。